

預金商品概要説明書（ミニスーパー定期・スーパー定期（複利型））

- この「商品概要説明書」は、スーパー定期（複利型）の商品内容の概要を記載したものです。
詳しくは「自由金利型定期預金（M型）規定・定期預金共通規定」をご覧ください。

1. 商品名		自由金利型定期預金（M型） ミニスーパー定期・スーパー定期（複利型）
2. 販売対象		個人
3. 預入期間		○定型方式 … 3 年、4 年、5 年の 3 種類です。 ・お預入れ時に、定型方式のいずれかの期間を選択されますと、預入日からその期間が経過した応当日が満期日になります。 ・自動継続（元金継続または元利金継続）のお取扱いができます。 ○満期日指定方式 … 3 年超 5 年未満での満期日指定もできます。（自動継続のお取扱いはできません。）
4. 預入	(1) 預入方法	・一括入金です。追加でのご入金は別契約を作成します。 ・現金、預金等の他の口座からの振替、小切手その他の証券類によりご入金いただけます。 ・証券類によるご入金の場合、その決済が行われた日をご入金日とします。
	(2) 預入金額	・ミニスーパー定期 …………… 100 円以上 300 万円未満 ・スーパー定期… 300 万円以上
	(3) 預入単位	1 円単位
5. 払戻方法		満期日以後に一括してお引出しいただけます。
6. 利息	(1) 適用金利	・預入時（自動継続の場合は継続日）の店頭表示の利率を満期日まで適用します。（固定金利商品） （金利は、店頭の金利表示ディスプレイ、ホームページに表示しています。）
	(2) 利払方法	・満期日以後に一括してお支払いします。
	(3) 計算方式	・付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算で、6 ヶ月毎の複利計算です。 ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
	(4) 税金	・利息に対し 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の源泉分離課税が適用されます。（マル優の場合は非課税となります。） ※平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの間にお受取りになるお利息には「復興特別所得税」が課税され、20.315%の税率となります。
7. 手数料		_____
8. 付加できる特約事項		
(1) マル優		マル優制度の条件を満たす個人のお客様は、マル優のお取扱いができます。 ※マル優適格となる方 ・身体障害者手帳の交付を受けている方 ・遺族基礎年金受給者である被保険者の妻 ・寡婦年金受給者等
(2) 総合口座		成人のお客様は、自動継続扱いのものを総合口座の担保として当座貸越のご利用ができます。 （貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.5% 上乗せした利率）

9. 中途解約時の取扱

(1) 解約の取扱い

・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）で預入日から解約日の前日までの日数により6ヵ月毎の複利計算をした利息（期限前解約利息）から税金を差し引き、元本と合わせてお支払します。

(2) 中途解約利率

① 契約が1ヵ月以上3年未満のもの

実際の預入期間が6ヵ月未満の場合	解約日における普通預金利率
実際の預入期間が6ヵ月以上1年未満の場合	約定利率×50%
実際の預入期間が1年以上3年未満の場合	約定利率×70%

② 契約が3年以上4年未満のもの

実際の預入期間が6ヵ月未満の場合	解約日における普通預金利率
実際の預入期間が6ヵ月以上1年未満の場合	約定利率×40%
実際の預入期間が1年以上1年6ヵ月未満の場合	約定利率×50%
実際の預入期間が1年6ヵ月以上2年未満の場合	約定利率×60%
実際の預入期間が2年以上2年6ヵ月未満の場合	約定利率×70%
実際の預入期間が2年6ヵ月以上4年未満の場合	約定利率×90%

③ 契約が4年以上5年未満のもの

実際の預入期間が6ヵ月未満の場合	解約日における普通預金利率
実際の預入期間が6ヵ月以上1年未満の場合	約定利率×40%
実際の預入期間が1年以上1年6ヵ月未満の場合	約定利率×50%
実際の預入期間が1年6ヵ月以上2年未満の場合	約定利率×60%
実際の預入期間が2年以上2年6ヵ月未満の場合	約定利率×70%
実際の預入期間が2年6ヵ月以上3年未満の場合	約定利率×80%
実際の預入期間が3年以上5年未満の場合	約定利率×90%

④ 契約が5年のもの

実際の預入期間が6ヵ月未満の場合	解約日における普通預金利率
実際の預入期間が6ヵ月以上1年未満の場合	約定利率×30%
実際の預入期間が1年以上1年6ヵ月未満の場合	約定利率×40%
実際の預入期間が1年6ヵ月以上2年未満の場合	約定利率×50%
実際の預入期間が2年以上2年6ヵ月未満の場合	約定利率×60%
実際の預入期間が2年6ヵ月以上3年未満の場合	約定利率×70%
実際の預入期間が3年以上4年未満の場合	約定利率×80%
実際の預入期間が4年以上5年未満の場合	約定利率×90%

(3) 解約手数料

いたしません。

10. その他参考となる事項

(1) 期限後利息	満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
(2) 一部解約	一部解約・一部引出はできません。
(3) 証書・通帳	証書もしくは通帳を発行します。
(4) 預金保険制度	本商品は預金保険の対象ですが、全額保護の対象ではありません。 （預金保険制度により保護される他の預金と合計して、預金者一人あたり一金融機関毎に元本1,000万円までとその利息が保護されます。）

11. 苦情処理措置・紛争解決措置	・ 苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。 【窓 口：ひだしんお客様相談室】 受 付 日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および組合の休業日は除く） 受付時間：9：00～17：30 電 話：0120-36-4501 なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.hidashin.co.jp/ ・ 紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03 - 3581 - 0031）、 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03 - 3595 - 8588）、 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03 - 3581 - 2249）、 愛知県弁護士会 紛争解決センター（電話：052 - 203 - 1777）、 愛知県弁護士会西三河支部 紛争解決センター（電話：0564 - 54 - 9449）で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記ひだしんお客さま相談室または下記窓口までお申し出ください。 【窓 口：一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受 付 日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：9：00～17：00 電 話：03-3567-2456 住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5（全国信用組合会館内）
--------------------------	--

自動継続扱いの場合、ご継続時には改めての商品内容のご説明はいたしませんのでご了承ください。

（令和4年4月1日現在）